



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *57 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (管理整備課)
- 告示
 - 714 口頭により開示請求をすることができる個人情報 (総務学事課)
 - 715 平成18年度第1次自衛官募集 (市町村課)
 - 716 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 717 " (")
 - 718 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
 - 719 生活保護法による指定医療機関の休止 (福祉保健総務課)
 - 720 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 721 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
 - 722 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (")
 - 723 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
 - 724 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 725 第2種印南漁港の区域の欄の変更 (漁港課)
 - 726 第2種衣奈漁港の区域の欄の変更 (")

- 公告
 - 入札公告 (総務事務集中課)
 - 職業訓練指導員試験の実施 (雇用推進課)
- 正誤
 - 平成18年3月31日付け和歌山県報第1746号和歌山県告示第478号中

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(昭和31年和歌山県規則第38号)の施行期日は、平成18年6月1日とする。

告 示

和歌山県告示第714号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 口頭により開示請求をすることができる個人情報 | | 口頭により開示請求をすることができる期間 | 口頭により開示請求をすることができる場所 |
|------------------------|--------|----------------------|----------------------|
| 事務の名称 | 開示する内容 | | |
| 農業機械士認定試験 | 得点 | 合格発表の日から1月間 | 果樹園芸課及び農業大学校 |

和歌山県告示第715号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成18年度第1次募集について、次のとおり告示する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 募集種目及び採用時期

- (1) 募集種目
 - 2等陸・海・空士
- (2) 採用予定時期
 - 7・8月要員(男子)

2 受付期間

平成18年6月2日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方連絡部若しくは同募集事務(案内)所に請求すること。(別表参照)

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

| 試験期日 | 試験種目 | 試験場 |
|--------------|--|-----------------------------|
| 平成18年6月3日(土) | 1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査 | 和歌山市内 *試験日時、会場は受付時に知らせる。 |

6 合格発表

(1) 合格者には、採用予定通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|--|--------------|
| 本部 | 〒640-8073 和歌山市嘉家作丁32-2 ※平成17年10月から平成19年2月(予定)まで仮庁舎に移転中 | 073-422-5116 |
| 橋本募集事務所 | 〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F | 0736-32-0744 |
| 和歌山募集案内所 | 〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F | 073-432-4479 |
| 海南募集案内所 | 〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F | 073-483-4481 |
| 御坊募集事務所 | 〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F | 0738-23-0020 |
| 田辺募集事務所 | 〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301 | 0739-24-6219 |

| | | |
|---------|------------------------------------|--------------|
| 新宮募集事務所 | 〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F | 0735-21-3449 |
|---------|------------------------------------|--------------|

和歌山県告示第716号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年6月27日まで縦覧に供する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年4月27日

2 名称

特定非営利活動法人スティルネス・トピアを推進する会

3 代表者の氏名

池澤廣佳

4 主たる事務所の所在地

有田市宮原町畑395番地43

5 定款に記載された目的

この法人は、「心身の健康と地球の未来」をテーマに、これに関する調査・提言を行いつつ事業を行う。又このテーマをもとにバイオマス産業社会を主眼にした地域振興を図りながら、この輪を広め人類と地球の未来に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第717号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月2日まで縦覧に供する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年5月2日

2 名称

特定非営利活動法人チャッカ白浜

3 代表者の氏名

新井順次

4 主たる事務所の所在地

田辺市稲成町185番地ヴィラさい川202号

5 定款に記載された目的

この法人は、白浜を中心とする紀南地方で生活する人や同地を訪れる人に対し、音楽を中心とした文化・芸能関係のイベント等、心の潤いや人と人との交流を生み出す事業を行うこと、また地元商店・企業と協働して多くの人が楽しめる企画・運営を行い、ひいては地域活性化につなげることを目的とする。

和歌山市手平5丁目8番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、住民に対して、嗜癮関連問題回復支援事業や嗜癮関連講座事業、カウンセリング・相談事業などを行い、嗜癮関連問題からの回復を支援し、健全な明るい地域社会構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第718号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年6月28日まで縦覧に供する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年4月28日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山ダルク
- 3 代表者の氏名
赤木俊之
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県告示第719号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|-------------|----------|---------------|---------------|
| 御薬 19-17 | 日本調剤御坊薬局 | 御坊市湯川町財部722-5 | 平成 18.3.31 |

和歌山県告示第720号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年月日 |
|-----------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 有限会社ユウガ | 田辺市東山1-4-54 | ケアセンターユウガ | 田辺市目良37-28 | 介護予防通所介護 | 平成 18.4.1 |
| 社会福祉法人高瀬会 | 東牟婁郡古座川町高瀬353 | 古座川町地域包括支援センター | 東牟婁郡古座川町高瀬406 | 地域包括支援センター | 平成 18.4.1 |
| 社会福祉法人一恵会 | 有田郡有田川町小川992 | しみず園居宅介護支援事業所 | 有田郡有田川町粟生710-4 | 居宅介護支援 | 平成 18.4.1 |
| 社会福祉法人一恵会 | 有田郡有田川町小川992 | デイサービスセンターしみず園 | 有田郡有田川町粟生710-4 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 18.4.1 |
| 社会福祉法人高瀬会 | 東牟婁郡古座川町高瀬353 | 古座川町高齢者生活福祉センターさきゆり | 東牟婁郡古座川町下露598 | 介護予防通所介護 | 平成 18.4.1 |
| 社会福祉法人高瀬会 | 東牟婁郡古座川町高瀬353 | 社会福祉法人高瀬会デイサービスセンター | 東牟婁郡古座川町高瀬423-2 | 介護予防通所介護 | 平成 18.4.1 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2-9 | アイリスケアセンターはしもと | 橋本市東家6-2-6 | 介護予防訪問介護 | 平成 18.4.1 |
| 御坊市 | 御坊市藪350 | 御坊市地域包括支援センター | 御坊市藪350 | 地域包括支援センター | 平成 18.4.1 |

和歌山県告示第721号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届

出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定事業者番号 | 氏名 〔法人の場合 にあっては、 申請者の名称〕 | 住所 〔法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地〕 | 法人の場合 にあっては、 代表者の氏名 | 事業所の 名称 | 事業所の 所在地 | サービスの 種類 | 廃止 年月日 |
|------------|-----------------------------------|---|---------------------------|------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 3012210427 | 医療法人外科内科 辻医院 | 田辺市上屋敷3丁 目11番14号 | 辻啓次郎 | 外科内科辻医院 | 田辺市上屋 敷3丁目11 番14号 | 短期入所療 養介護 | 平成 18.4.1 |

和歌山県告示第722号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により
指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとお
り届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公

示する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定事業者番号 | 氏名 〔法人の場合 にあっては、 申請者の名称〕 | 住所 〔法人の場合 にあっては、主たる 事務所の所在地〕 | 法人の場合 にあっては、 代表者の氏名 | 事業所の 名称 | 事業所の 所在地 | 辞退 年月日 |
|------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|-------------|---------------------|--------------|
| 3012210427 | 医療法人外科内科辻医 院 | 田辺市上屋敷3丁目11番 14号 | 辻啓次郎 | 外科内科辻 医院 | 田辺市上屋敷3丁目 11番14号 | 平成 18.4.1 |

和歌山県告示第723号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に
規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとお
り届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示

する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定事業 所番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の 所在地 | 代表者の 氏名 | 事業所の名称 | 事業所の 所在地 | サービスの 種類 | 廃止 年月日 |
|--------------------|--------|----------------|------------|----------------------|------------------|-------------|---------------|
| 30000100 067127 | 田辺市 | 田辺市新屋敷町1番 地 | 真砂充敏 | 社会福祉法人田辺 市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619番地 の8 | デイサービ ス | 平成 18.3.31 |

和歌山県告示第724号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の
規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定 番号 | 指定位置 | 申請者 住所 氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|----------|--|---|---------------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2879 | 岩出市根来字 村前568の一部、570の一部 | 和歌山市新生 町2番5号 東不動産株式 会社 代表取締役 東行男 | 平成 18.5.9 | 6.00 | 43.25 |
| 2851 | 東牟婁郡太地 町太地字清水 上2081番3の一 部、2081番2の 一部 東牟婁郡太地 町太地字清水 上2088番2の一 部 | 大阪府泉南郡 熊取町朝代東1 丁目8-11 秋田繁子 | 平成 18.5.11 | 4.00 | 16.9 |

和歌山県告示第725号

漁港法の一部を改正する法律(平成12年法律第78号)附
則第2条第2項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137
号)第6条第5項の規定に基づき、第2種印南漁港の区域の
欄を次のように改める。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

(水域)

次のア点からツ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲
まれた海面、カ点とキ点を結んだ線より下流の印南川河川
水面並びにシ点とス点を結んだ線より下流の富の川河川水
面

- ア点 北緯33度48分52秒2830 東経135度12分46秒7135
- イ点 北緯33度48分53秒2945 東経135度12分54秒0015
- ウ点 北緯33度48分52秒4404 東経135度13分01秒7108
- エ点 北緯33度48分49秒3736 東経135度13分06秒4884
- オ点 北緯33度48分45秒5385 東経135度13分09秒4084
- カ点 北緯33度48分50秒6707 東経135度13分10秒7785
- キ点 北緯33度48分50秒3740 東経135度13分13秒8688

ク点 北緯33度48分43秒9031 東経135度13分13秒2502
 ケ点 北緯33度48分41秒8890 東経135度13分11秒9908
 コ点 北緯33度48分40秒7737 東経135度13分09秒1817
 サ点 北緯33度48分34秒6957 東経135度13分06秒4504
 シ点 北緯33度48分29秒8116 東経135度13分16秒7656
 ス点 北緯33度48分20秒0193 東経135度13分18秒5054
 セ点 北緯33度48分17秒7909 東経135度13分14秒3052
 ソ点 北緯33度48分35秒2443 東経135度12分37秒4409
 タ点 北緯33度48分39秒7724 東経135度12分39秒5839
 チ点 北緯33度48分41秒8912 東経135度12分42秒7816
 ツ点 北緯33度48分47秒0754 東経135度12分44秒0518

(陸域)
 水域の欄に規定するア点からツ点までを順次結んだ線、
 ツ点とア点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域

和歌山県告示第726号

漁港法の一部を改正する法律(平成12年法律第78号)附
 則第2条第2項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)
 第6条第5項の規定に基づき、第2種衣奈漁港の区域の欄を次
 のように改める。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

(水域)

次のア点からク点までを順次結んだ線、ク点とア点を結
 んだ線及び陸岸に囲まれた海面

ア点 北緯33度59分40秒8526 東経135度06分44秒8921
 イ点 北緯33度59分27秒5995 東経135度06分47秒6729
 ウ点 北緯33度59分24秒7782 東経135度06分46秒3693
 エ点 北緯33度59分19秒1916 東経135度06分33秒4080
 オ点 北緯33度59分18秒7059 東経135度06分27秒5489
 カ点 北緯33度59分19秒1756 東経135度06分23秒8354
 キ点 北緯33度59分23秒4335 東経135度06分18秒1161
 ク点 北緯33度59分41秒6816 東経135度06分10秒2580

(陸域)
 水域の欄に規定するア点からク点までを順次結んだ線、
 ク点とア点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域並び
 に水域内の島しょ

公 告

乳房検診車購入に係る入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うの
 で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治
 法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又
 は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第
 372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約
 第23号)の適用を受ける。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成18年度総集特例第1号

(2) 購入物品の名称及び数量

乳房検診車 1台

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成19年3月15日(木)

(5) 納入場所

和歌山市医師会成人病センター 和歌山市手平2-1-2

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に關
 する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づ
 く競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札
 参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿
 の営業種目「自動車」か「医療用器械器具」に記載され
 ている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年5月19日(金)から平成18年6月28日(水)

までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山
 県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前
 9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成18年7月4日(火)午前10時35分から

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本
 県より競争入札の参加資格があることを確認された旨

の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年7月4日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する
場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mammography Mobile;1 Unit
- (2) Time limit for tender: 10:35a.m. 4 July 2006
- (3) Contact point for the notice: Business Center Division, General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2291

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験実施職種

- (1) 実技試験及び学科試験(指導方法及び関連学科)を実施する職種
自動車整備科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種 (実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。)
自動車整備科を除く全職種 (別表1)

2 試験科目
試験は、実技試験及び学科試験について行い、その試験科目は、次のとおりである。

| 免許職種 | 実技試験の科目 | 学 科 試 験 の 科 目 |
|-----------|---------|--|
| 自動車整備科 | 自動車整備 | 1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学 (自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油) イ 材料 (自動車用材料) ウ 安全衛生 (安全管理、衛生管理) エ 関係法規 (道路運送車両法) (2) 専攻学科 自動車整備法 (整備法、検査法、整備及び検査機器) |
| 上記以外の免許職種 | | 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) |

3 受験資格及び免除の範囲

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第45条の2第2項及び第3項に規定する者
(2) 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

◎受験資格及び免除の範囲 (一部)

| 受 験 資 格 (主なもの) | | 実務経験年数 | 実 技 | 免 除 の 範 囲 | | |
|----------------|---|--------|-----|-----------|-------|---------|
| | | | | 学 科 | | 指 導 方 法 |
| | | | | 関 連 学 科 | 系 基 礎 | |
| 学校教育 | ●大学卒業 | 1年以上 | | 免除 | 免除 | |
| | ●短期大学卒業 | 2年以上 | | | | |
| | ●高等専門学校卒業 | 2年以上 | | 免除 | 免除 | |
| | ●高等学校又は中等教育学校 (後期課程) 卒業 | 3年以上 | | | | |
| | 高等学校以上又は中等教育学校 (後期課程) 卒業 | 5年以上 | | | | |
| 職業訓練 | 長期課程の指導員訓練修了 | 1年以上 | | | | |
| | ●専門課程の高度職業訓練修了 | 1年以上 | | 免除 | 免除 | |
| | ●普通課程の普通職業訓練修了 | 2年以上 | | | | |
| | ●専修課程の普通職業訓練修了 | 3年以上 | | | | |
| | ●短期課程の普通職業訓練 (700時間以上) 修了 | 3年以上 | | | | |
| ●応用課程の高度職業訓練修了 | - | | | 免除 | 免除 | |
| 厚生労働大臣が指定する学校 | ●専門課程 (2年) の専修学校卒業 | 3年以上 | | | | |
| | ●専門課程 (3年) の専修学校卒業 | 2年以上 | | | | |
| | ●高等課程若しくは一般課程 (2年) の専修学校又は各種学校 (2年) 卒業 | 4年以上 | | | | |
| | ●高等課程若しくは一般課程 (3年) の専修学校又は各種学校 (3年) 卒業 | 3年以上 | | | | |
| 免許職種に関し | 実務経験者のみの者 | 8年以上 | | | | |
| | 1級又は単一等級の技能検定に合格した者 (「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。) | - | | 免除 | 免除 | 免除 |
| | 2級の技能検定に合格した者 | - | | 免除 | | |

| | | | | | |
|---|-----------|---|----|----|----|
| 職業訓練指導員免許を受けた者 | - | | | | 免除 |
| 免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者 | - | | 免除 | | 免除 |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において | 実技試験の合格者 | - | 免除 | | |
| | 系基礎学科の合格者 | - | | 免除 | |
| | 専攻学科の合格者 | - | | | 免除 |
| 職業訓練指導員試験において | 指導方法の合格者 | - | | | 免除 |
| | 系基礎学科の合格者 | - | | 免除 | |
| 他の法令により試験の免除を受けることができる者 | 次ページ参照 | | | | |

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

免除 は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

◎自動車整備科に関する受験資格及び免除の範囲

| 受 験 資 格 | 実務経験年数 | 実 技 | 免 除 の 範 囲 | | |
|---|--------|-----|-----------|----|---------|
| | | | 学 科 | | 指 導 方 法 |
| | | | 関 連 学 科 | | |
| 系基礎 | 専 攻 | | | | |
| 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 | - | 免除 | 免除 | 免除 | |

◎他の法令に基づく資格による受験資格及び免除の範囲(一部)

| 免許職種 | 受 験 資 格 (主なもの) | 実 技 | 免 除 の 範 囲 | | |
|----------|---|-----|-----------|----|---------|
| | | | 学 科 | | 指 導 方 法 |
| | | | 関 連 学 科 | | |
| 系基礎 | 専 攻 | | | | |
| 溶接科 | ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 電子科 | 電波法(昭和25年法律第131号)による第1級陸上無線技術士の免許を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 航空機整備科 | 航空法(昭和27年法律第31号)による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 測量科 | 測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| ボイラー科 | ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 電気通信科 | 電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 臨床検査科 | 医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 事務科 | 公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |
| 自動車車体整備科 | 自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者 | 免除 | 免除 | 免除 | |

上記以外の特殊な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示(昭和45年労働省告示第17号)

の規定による。

(3) 3の(1)に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時及び場所

| 区 分 | | 免許職種 | 試験日時 | 試験場所 |
|------|------|--------|-------------------------|---|
| 学科試験 | 指導方法 | 全 職 種 | 10月15日(日) 午前9時から | 和歌山県立和歌山高等技術専門学校 和歌山市小倉90番地 電話 073-477-1253 |
| | 関連学科 | 自動車整備科 | 10月15日(日) 午前10時10分から | |
| 実技試験 | | 自動車整備科 | 10月15日(日) 午後1時から | |

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

- ア 受験申請書 1通
- イ 履歴書 1通
- ウ 住民票 1通又は住民票コード
- エ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)
- オ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し
- カ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書にはり付けること。)

(2) 受験手数料

| 学科試験 | 実技試験 | 合 計 |
|--------|---------|---------|
| 3,100円 | 15,800円 | 18,900円 |

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要である。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成18年9月1日(金)から平成18年9月13日(水)まで(郵送の場合は、9月13日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)
和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成18年11月10日(金)に合格者氏名を和歌山県報に記載するほか、県庁東別館掲示板に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

(1) 受験申請書用紙は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課、各振興局産業総務課、高等技術専門学校、

県職業能力開発協会に交付する。

- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、雇用推進課(電話 073-41-2802)に問い合わせること。

別表1 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 建築物衛生管理科 | 縫製科 | さく井科 |
| 園芸科 | 和裁科 | 土木科 |
| 造園科 | 寝具科 | 測量科 |
| 森林環境保全科 | 帆布製品科 | 建築物設備管理科 |
| 鉄鋼科 | 木型科 | ボイラー科 |
| 鋳造科 | 木工科 | クレーン科 |
| 鍛造科 | 工業包装科 | 建設機械運転科 |
| 熱処理科 | 紙器科 | 港湾荷役科 |
| 塑性加工科 | 製版・印刷科 | 化学分析科 |
| 溶接科 | 製本科 | 公害検査科 |
| 構造物鉄工科 | プラスチック製品科 | 木材工芸科 |
| 金属表面処理科 | レーザー加工科 | 竹工芸科 |
| 機械科 | ガラス科 | 漆器科 |
| 電子科 | ほうろう製品科 | 貴金属・宝石科 |
| 電気科 | 陶磁器科 | 印章彫刻科 |
| コンピュータ制御科 | 石材科 | 塗装科 |
| 発電電科 | めん 麵 科 | 広告美術科 |
| 送配電科 | パン・菓子科 | デザイン科 |
| 電気工事科 | 食肉科 | 義肢装具科 |
| 自動車製造科 | 水産物加工科 | 電気通信科 |
| 自動車整備科 | 発酵科 | 電話交換科 |
| 自動車車体整備科 | 建築科 | 事務科 |
| 航空機製造科 | 枠組壁建築科 | 貿易事務科 |
| 航空機整備科 | とび科 | 流通ビジネス科 |
| 鉄道車両科 | 建設科 | 写真科 |
| 造船科 | プレハブ建築科 | 介護サービス科 |
| 時計科 | 屋根科 | 理容科 |
| 光学ガラス科 | スレート科 | 美容科 |

| | | |
|--------|------------|---------------|
| 光学機器科 | 建築板金科 | ホテル・旅館・レストラン科 |
| 計測機器科 | 防水科 | 観光ビジネス科 |
| 理化学機器科 | サッシ・ガラス施工科 | 日本料理科 |
| 製材機械科 | 畳科 | 中国料理科 |
| 内燃機関科 | インテリア科 | 西洋料理科 |
| 建設機械科 | 床仕上げ科 | 臨床検査科 |
| 農業機械科 | 表具科 | フラワー装飾科 |
| 縫製機械科 | 左官・タイル科 | メカトロニクス科 |
| 織布科 | 築炉科 | 情報処理科 |
| 織機調整科 | ブロック建築科 | フォークリフト科 |
| 染色科 | 熱絶縁科 | 福祉工学科 |
| ニット科 | 冷凍空調機器科 | |
| 洋裁科 | 配管科 | |
| 洋服科 | 住宅設備機器科 | |

正 誤

正 誤

平成18年3月31日付け和歌山県報第1746号和歌山県告示第487号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|---------|---------|----------|
| 3 | 左 | 下から5及び8 | 九度山町大字北 | 九度山町大字北又 |